

生活指導の方針・体制及び体罰防止のため取組について

1 生活指導の方針・体制

◎基本方針

- (1) 問題に対処する意識ではなく、問題を未然に防ぐための「攻めの生活指導」を推進する。
- (2) 集団生活のきまりやあいさつの徹底等により、豊かな心の育成と、社会の一員として必要な規範意識を高めるとともに、基本的生活習慣の定着を図る。
- (3) 安全指導、保健指導、給食指導を組織的・計画的に行い、健康で安全な学校生活を推進する。
- (4) 基本的生活習慣の確立をめざして、保護者会、個人面談等で、学校と家庭が積極的に話し合いを深めるとともに、学校HP・学校便り・ほけん便り・給食便り等で適宜情報を発信し家庭の理解と協力を得る。

◎重点目標

- (1) 「学校いじめ防止基本方針」に基づき、組織的且つ迅速にいじめ問題に対応する。特に「友達を傷つける言動は絶対に許されない」「ルールを守って生活する」ことをあらゆる場面において全教職員で指導するとともに、どの子ども被害者にも加害者にもなり得るという視点から、そもそもいじめが起きない、いじめに向かわない学校風土をつくる。
- (2) 児童、教職員、地域の方々など、多くの人と人との関わりの中で、相手の立場に立って考え、思いやりの心をもって人と接することができるようにしていく。
- (3) 指導にあたっては、目に見える行為そのものにとらわれるのではなく、児童の話をよく聞き、話し合いながら、児童が自ら自分のしたことを振り返ったり考えたりすることができるようにしていく。一方的で感情的な指導ではなく、児童の心に寄り添った指導を心がける。
- (4) 毎週金曜日の生活指導夕会や月1回以上の校内支援委員会を活用し、配慮を要する児童についての情報交換や指導方法を検討するようにし、担任が一人で抱え込むことがないようにする。情報交換と共通理解のもと、全教職員で指導にあたるようにする。
- (5) 児童の実態に応じたきめ細やかな指導を推進するために、スクールカウンセラーや外部機関と積極的に連携をし、協力して指導にあたる。

2 体罰防止のための取組

- (1) 体罰根絶のための教員研修の徹底
 - ・全教職員に対し、アンダーコントロールマネジメントや、事例検討の研修会等を通じて、衝動的行動をコントロールする方法を習得する。
 - ・生活指導部が中心となり、体罰防止に向けて全教職員の意識の高揚を図るためスローガンを考え提示し、日常的に情報交換や相談し合う。
- (2) 体罰をチェックする機能の強化
 - ・ふれあい月間等を通じて、児童からのアンケートを実施し、体罰聞き取り調査を行い、兆候を見逃さない指導体制を作る。
 - ・毎月末に、教職員一人一人が自己の行動を振り返る、チェックシートに記入し管理職に書面にて報告する。
- (3) 体罰のない教育活動の推進
 - ・日頃から児童を全教職員で温かく見守り、児童一人一人の声をしっかり受け止める。
 - ・教職員が個別に対応せず、組織的に複数対応を行う。
 - ・スクールカウンセラーや地域子供家庭支援センターや学童保育所等と連携し、多面的な視点から児童の状況把握に努める。
 - ・学校公開や行事での保護者からのアンケート、学校運営協議会での意見及び、学校評価を通じて保護者、地域住民の声を収集し、学校ができること、家庭・地域に協力依頼すべきことを精査しながら改善に努める。